

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二十四号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）</p> <p>第四条の二 信用金庫については、当分の間、新信金告示第八条の十五及び第十六条の十五の規定を適用しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">（マーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）</p> <p>第十三条の二 信用金庫は、次に掲げる場合には、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち顧客への債券の販売の目的（トレーディング目的を除く。）で保有しているものについては、当分の間、新信金告示第二百七十一条第一項の規定にかかわらず、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないことができる。</p> <p>一 新信金告示第三条の二第二号イ、ハ及びホに掲げる条件を満たす場合</p> <p>二 新信金告示第十二条の二第二号イ、ハ及びホに掲げる条件を満たす場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	